

2020年5月18日
日本原子力研究開発機構

2020年度 原子力事業者防災業務計画修正に係る主な修正点

1. EALの見直し（もんじゅ）
 - (1) 現状のもんじゅのEALのうち、原子炉の「起動」、「運転」及び「停止」状態に適用する項目は、既に原子炉を運転できない措置を実施済みであることから、EALの「説明」の中で適用除外としているが、その他の項目にも燃料体からの残留崩壊熱に対して原子炉容器及び炉外燃料貯蔵槽及び燃料池からの放散熱が上回る状態であること等を踏まえ、EALの「説明」を見直す。（電源供給機能の異常：EAL26、27 冷却機能喪失：EAL29）
2. 原子力防災組織作業班の見直し（もんじゅ）
 - (1) 運搬支援班の追加（放射性物質の拡散抑制資機材の運搬等）
3. 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧の見直し（もんじゅ）
 - (1)もんじゅの廃止措置の進捗に伴う機器の見直し（非常用ディーゼル発電機C号機を削除）
 - (2) 機器又は系統と対応EALの見直し
4. 遠隔資機材の整備完了に伴う見直し
 - (1) 資機材整備計画の削除
5. 原子力規制庁内規規定事項の反映
 - (1) 周辺住民に対する平常時の広報活動を追記
6. 前回届出以降提出した読み替え表の反映
 - (1) ERSデータセンターへの伝送開始に伴い、伝送開始予定時期として記載の「2018年度末までに開始」を削除（もんじゅ）
 - (2) 副原子力防災管理者選解任届出書の反映
7. その他
 - (1) 原子力災害対策特別措置法関連法令の様式見直しに伴う変更
 - (2) 記載の適正化

以上